

## 令和2年度新川地域消防組合人事行政の運営等の状況

新川地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年新川地域消防組合条例第10号）第5条の規定に基づき、新川地域消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和3年4月1日現在の状況を公表します。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

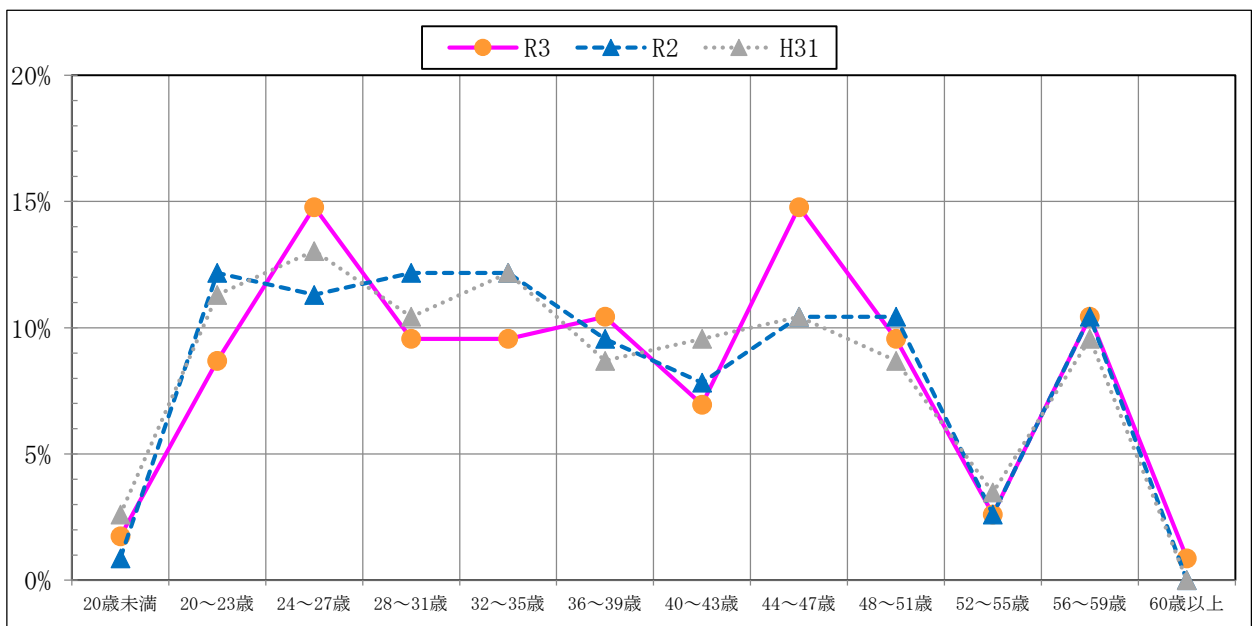
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	消防部門	正職員	115	114	▲1	令和3年2月末に退職した正職員が1人いたが、再任用(短時間勤務)職員が0人から1人となったため(正職員1人減・再任用1人増)
		(うち県派遣職員)	(1)	(1)	(0)	
		再任用職員	0	1	1	
	小計		115	115	0	(参考：人口10万人当たり職員数151人)
合計			115 [117]	115 [117]	0 [0]	

- (注) 1 本資料中「正職員」とは、任期付職員又は臨時的任用等ではない常時勤務を要する一般職の消防吏員をいいます。
- 2 職員数は、新川地域消防組合で給与支給している消防吏員数とし、行政職員3人を除きます。
- 3 [ ]内は、職員定数条例における定数です。正職員のうち、富山県へ派遣している職員と、再任用(短時間勤務)職員(フルタイム換算した場合0.8人)は、定数には含まれませんので、職員定数条例の定数に対する職員数は、正職員113人及び行政職員3人の計116人です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



(令和3年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 10	人 17	人 11	人 11	人 12	人 8	人 17	人 11	人 3	人 12	人 1	人 114
構成比	% 1.7	% 8.7	% 14.8	% 9.6	% 9.6	% 10.4	% 6.9	% 14.8	% 9.6	% 2.6	% 10.4	% 0.9	% 100.0

(3) 採用の状況 (令和3年4月1日)

- ・正職員：2人採用 (競争試験：2人、選考：0人)
- ・会計年度任用職員：1人採用 (競争試験：0人、選考：1人)

(4) 昇任の状況 (令和3年4月1日)

18人

消防長	1人	課長補佐級	2人
次長級	3人	係長級	2人
課長級	2人	主査級	3人
主幹級	2人	主任級	3人

(5) 退職の状況

3人退職 (定年退職2人、自己都合退職1人)

## 2. 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) R1年度 の人件費率
令和2年度	人 76,037	千円 1,283,485	千円 28,631	千円 935,850	% 72.91	% 72.41

(注) 住民基本台帳人口は、令和3年4月1日現在における当消防組合を構成している黒部市、入善町、朝日町の合計です。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
令和2年度	人 114.92	千円 414,378	千円 122,158	千円 164,880	千円 701,416	千円 6,104

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和2年度に給与を支給した消防吏員数とし、行政職員を除きます。職員数の小数点以下は、年度途中の退職者の給与支給月数を12箇月で月割計算したものととなります。

### (3) 給料表の状況（令和3年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

(注) 派遣元の給料表に基づき支給されています。

#### ② 消 防 職

##### 公安職給料表

(単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1号給の 給料月額	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600
最高号給の 給料月額	324,800	361,600	380,900	398,300	415,700	425,200	440,700

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新川地域消防組合	47.0 歳	322,567 円	376,557 円
富山県	43.6 歳	324,200 円	396,800 円

② 消 防 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新川地域消防組合	37.9 歳	300,926 円	363,154 円

(注) 1 平均給料月額とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 消防長は消防吏員であるため、消防職の区分に含まれます。

(5) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日）

区 分		初任給
消防職	大学卒	208,600 円
	高校卒	169,900 円

(注) 初任給は、採用前の経歴に応じて、基準により加算されることがあります。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日）

区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
消防職	大学卒	280,200 円	325,367 円	376,350 円
	高校卒	260,800 円	285,843 円	326,650 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査 主任	係長 主査	(次長) 課長 主幹	次長 課長	部長	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	1			1		3
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
		33.4	33.3			33.3		100.0

(8) 消防職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

消防職の等級及び職制上並びに階級上の段階ごとの職員数

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階			階級上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階	(人)	(%)	段 階
1級	消防士の行う職務	30	26	係員	30	75	66	係員級	30	26	消防士
				計	30						
2級	1. 消防副士長の行う職務 2. 困難な業務を処理する消防士の行う職務	13	11	係員	0						
				係員(消防副士長)	13						
				計	13						
3級	主査及び主任の職務	28	25	主任	21						
				主査	7						
				計	28						
4級	1. 主幹、課長補佐及び係長の職務 2. 主査のうち消防長が定める者の職務	26	23	主査	4	12	10	係長級	21	19	消防司令
				係長	12						
				課長補佐	10	10	9	課長補佐級			
				主幹	0						
				計	26						
5級	課長及び主幹の職務	7	6	主幹	5	11	10	課長級			
				課長	2						
				計	7						
6級	次長、署長及び課長の職務	9	8	課長	4	5	4	次長級	5	4	消防司令長
				次長	1						
				次長・署長	4						
				計	9						
7級	消防長の職務	1	1	消防長	1	1	1	部長級	1	1	消防監
				計	1						
合計		114	100								

(注) 新川地域消防組合職員の給与に関する条例の給料表の級区分による正職員の職員数です。

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

新川地域消防組合	富山県	国
一人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,434千円	一人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,637千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支払割合です。

② 退職手当（令和3年4月1日）

新川地域消防組合			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6665月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27025月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分

③ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		3,399千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		30,623円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		96.5%
手当の種類（手当数）		4種類
手当の名称	適用範囲	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫業務 従事手当	感染症又は感染症の疑いがある患者の救護に 従事した職員	日額200円
	新型コロナウイルス感染症から住民の生命及 び健康を保護するための緊急措置作業に従事 した職員	日額3,000円 （新型コロナウイルス感染症 の患者又はその疑いのある者 の身体に接触して又はこれら の者に長時間にわたり接して 行う作業に従事した場合は、 日額4,000円）
用地買収及び 物件移転交渉 事務従事手当	用地買収等の外勤業務に従事した職員	日額200円
火災消火救急 救助業務従事 手当	救急救助業務に従事した職員	1回100円
	火災消火業務に従事した職員	1回200円
夜間消防業務 従事手当	消防職員で正規の勤務時間による勤務が深夜 において行われる消防業務に従事した職員	1回200円

④ 時間外勤務手当

支給総額（令和2年度決算）	17,566千円
支給職員1人当たり支給年額（令和2年度決算）	181千円
支給総額（令和元年度決算）	22,844千円
支給職員1人当たり支給年額（令和元年度決算）	233千円

⑤ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績額 (令和2年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (単位：円)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき6,500円 ただし、子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異 (県)	(2) 5,000円を加算	17,250千円	229,990
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ② 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	同		6,445千円	247,884
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度1箇月当たり55,000円) (2) 自動車使用職員 距離段階区分に応じ2,610円~34,890円	異 (県)	(2) 距離段階区分に応じ2,000円~31,600円	7,911千円	77,553
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて39,700円~70,800円を支給	異	○国の金額と異なる	10,503千円	617,823
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異	単価算定時の総労働時間 国:2,080h 組合:2,080h-(休日・年末年始の日数×7.75h)	35,813千円	369,204
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			9,414千円	97,042
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下の場合 7,000円~10,000円 6時間超の場合 10,500円~15,000円	異	6時間以下 4,000円~12,000円 6時間超 6,000円~18,000円	0千円	0

⑥ 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		報 酬 額	
報 酬	管 理 者	年額 30,000 円	
	副管理者	年額 25,000 円	
	監査委員	識見を有する者	年額 25,000 円
		議員兼任者	年額 15,000 円
	議 長	年額 25,000 円	
	副 議 長	年額 23,000 円	
	議 員	年額 20,000 円	

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

令和3年4月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

① 毎日勤務者

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	( 7 . 7 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	( 1 . 0 0 時間)

② 交替制勤務者（2部制）

勤務時間	8 : 3 0 ~ 翌日の 8 : 3 0	( 1 5 . 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	( 8 . 5 時間)
	1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5	
	仮眠時間等 6 . 5 時間	

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。



(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、新川地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分		休暇（休業）期間等 （1年あたり）	令和2年度の 取得状況
年次休暇		20日	平均 10.7日
特 別 休 暇	夏季特別休暇	5日以内	平均 4.7日
	病 気 休 暇	原則90日以内	取得者 13人
	介 護 休 暇	6月以内	取得者 0人
	産 前 産 後 休 暇	それぞれ8週間	取得者 0人
	育 児 時 間	1日2回それぞれ30分	取得者 0人
	妻 の 出 産	2日以内	取得者 5人
	子 の 看 護 休 暇	5日以内	取得者 0人
	ボランティア休暇	5日以内	取得者 0人
	葬儀等に関する休暇	1～7日以内	取得者 14人
	結 婚 休 暇	7日以内	取得者 0人
育児休業		子が3歳に達するまでの期間	取得者 0人

4. 職員の処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
消防本部	-	-	-	-	0

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度に懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
消防本部	-	-	1	-	1

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 5. 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

令和2年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	令和2年度の承認件数
研修を受ける場合	- 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	5 件
その他任命権者が定める場合	- 件
計	5 件

(注) 職員は、法律又は条例に定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

### (2) 営利企業等従事許可の状況

令和2年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	令和2年度の許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合	0 件 (0 人)
① 職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
② 職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職責の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合	
③ その他公務員として適当でないと認められる場合	

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員の研修の状況

令和2年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研修機関	課程名または研修区分		教育日数	修了者数
消防大学校	総合教育	幹部科	33日	1人
富山県消防学校	専科教育	初任科	116日	1人
		警防科	10日	4人
		救急科	36日	3人
		予防査察科	10日	2人
		特殊災害科	7日	1人
	幹部教育	初級幹部科	10日	4人
		上級幹部科	3日	2人
	特別教育	水難救助科	7日	2人
		機関員養成講習	6月～12月	2人
		消防技術研修	1日	2人
救急救命研修所	救急救命士養成過程		7ヵ月	2人
富山県消防防災航空隊	防災ヘリ搭乗員養成訓練			-人
技能講習等	小型移動式クレーン運転技術講習			2人
	玉掛技能講習			3人
	大型自動車免許			2人
	潜水士			-人
	小型船舶操縦士2級			2人
全国消防長会東近畿支部研修会等				-人
消防、救急、救助に関する研修、セミナー、シンポジウム等				16人
計				51人

その他、富山県市町村職員研修機構主催による階層別研修・専門研修にも取り組んでいます。

### (2) 勤務成績の評定の状況

新川地域消防組合の勤務成績の評定は人事評価制度により実施し、その状況は次のとおりです。

#### ア 評定方法

職員の業績、執務態度・能力及業績について、原則として所属長等が5段階で評定し、総合判定を行います。

#### イ 評定期間

評定は4月1日から3月末日までの1年間を対象に実施します。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康管理	定期健康診断	原則全職員	99人
	人間ドック (市町村職員共済組合事業)	指定年齢等の職員(計画)及び希望する職員	15人
	ストレスチェック	原則全職員	112人
その他	ライフプランセミナー (市町村職員共済組合事業)	指定年齢の職員	6人

### (2) 職員互助会の状況

職員互助会として、常勤職員による新川地域消防組合職員互助会が組織されており、職員の福利、厚生、親睦、融和を図るとともに、職員並びにその家族に慶弔、その他これらに類する事由が生じた際に寄与することを目的とし、職員の掛金のみで運営されています。

実施団体	令和2年度決算額
新川地域消防組合職員互助会	2,372千円

### (3) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、新川地域消防組合職員は、全て富山県市町村職員共済組合に加入しています(再任用短時間勤務職員等除く)。

当該共済組合により、短期給付(医療保険)、長期給付(年金)、ほか福祉事業が行われています。

### (4) 公務災害補償制度の状況

公務災害制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養(以下、「上記療養」と記載する。)に必要な費用を支給します。	-件	-千円
傷害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	-件	-千円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し、年金等を支給します。	1件	2,484千円
	計	1件	2,484千円

## 8. 勤務条件に関する措置の要求の状況

## 9. 不利益処分に関する不服申立ての状況

新川地域消防組合は、地方公務員法及び富山県町村公平委員会共同設置規約に基づき、富山県下の町村及び他一部事務組合と共同して富山県町村公平委員会を設置しています。

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で設置される行政委員会であり、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置を執る事務、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をする事務などを処理しています。

富山県町村公平委員会から、令和2年度において新川地域消防組合の勤務条件に関する措置の要求（上記8）並びに不利益処分に関する不服申立て（上記9）の報告は、いずれもありませんでした。